

**令和8年度 城東まつり企画運営事業
業務委託募集要項（公募型プロポーザル）**

城東区では、地域が一体となって活動する機会を設け、区民が主体的に連携しながらコミュニティ意識の醸成が図られるよう、企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

大阪市城東区中央3丁目5番45号 城東区役所3階35番窓口
城東区役所市民協働課【担当：小澤、安永】
TEL 06-6930-9734 FAX 050-3535-8685
E-mail tq0002@city.osaka.lg.jp

1 業務名称

令和8年度 城東まつり企画運営事業業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的

近年の核家族化、情報社会の進展等で区民の価値観が多様化する中で、地域における連帯意識が希薄化し、本来の相互扶助機能の低下が問題となっている。身近な地域問題を地域で解決していく自律的な地域づくりに向けて、地域コミュニティの役割はますます重要になっている。

こうしたことから、区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることを目指し、単にイベントとして開催するのではなく、区民の手づくりによる、誰もが気軽に参加できるものとして、事業の企画段階より多くの区民、各種団体等が参画し、交流を図り協働することで、連携を促進する仕組みづくりを構築することにより、子育て世代等の若い世代が地域コミュニティ活動に興味・関心を持ち、「参加」から「参画」へ踏み出す一歩となるような新たな人の循環を生み出し、多様な地域活動の担い手の発掘と連携及び協働に向けたネットワークを形成促進していくことにより、自律的な地域コミュニティの育成を図ることを目的に本事業を実施する。

(2) 業務内容等

別紙仕様書のとおり

なお、企画提案の内容や本市との協議により変更となる可能性があります。

(3) 事業規模（契約上限額）

契約上限額は、金 9,946,000 円（税込み、消費税率 10%）とする。

(4) 契約期間

契約日から令和9年2月26日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。事業において、本市が支払う委託料とは別にその他収入（協賛金等）を含めて提案することは可能であるが、協賛金等を集めることは受注事業者の業務内容に含めることとする。また、協賛条件については本市と事前協議を行うこと。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定した後に支払うこととする。但し、部分払いを希望する場合は、業務の完了前に業務の出来高部分に相応する業務委託料相当額について請求することができる。

(3) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(4) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(5) その他

ア 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

ウ 委託業務内容に付随した事業について自主財源にて実施する場合、共催条件については本市と事前協議することとする。

4 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

※ 資格審査申請は、**別表1**に掲げる書類の提出により行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 事業者選定及び主な事業スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 公募開始 | 令和8年4月24日（金） |
| ・ 質問受付締切 | 令和8年5月8日（金） |
| ・ 質問に対する回答 | 令和8年5月14日（木） |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 令和8年5月20日（水） |
| ・ 参加資格決定通知 | 令和8年5月22日（金）（予定） |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和8年5月29日（金） |
| ・ プレゼンテーション審査 | 令和8年6月10日（水） |
| ・ 選定結果通知 | 令和8年6月15日（月） |

- ・ 契約締結、事業開始 令和8年7月1日（水）（予定）
- ・ 事業完了 令和9年2月26日（金）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 公募型プロポーザル参加申請

- ア 受付期間 公募開始日から令和8年5月20日（水）まで
午前9時00分から午後5時30分まで。
(但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く)
- イ 提出書類 **別表1**の書類を提出すること。
- ウ 提出場所 城東区役所3階35番窓口市民協働課まで持参すること。
※メール、FAX及び郵送不可。受付後の提出書類の撤回、
取消し、変更、並びに返却はできない。
- エ 参加資格決定通知 令和8年5月22日（金）付（予定）でEメール又は文書により通知する。決定されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

(2) 質問の受付

質問がある場合は、質問票（様式1）に明記し、令和8年5月8日（金）午後5時30分までにEメールにて「件名」の始めに「【質問】」と明記して表紙記載のアドレスまで送信すること。口頭または電話による申し込みは受け付けない。

締め切り以降の質問は、受け付けない。受け付けた質問については、ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(3) 企画提案書類の提出

- ア 受付期間 参加資格決定通知日から令和8年5月29日（金）
午前9時00分から午後5時30分まで。
(但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く)
- イ 提出書類 **別表2**の書類を提出すること。
- ウ 提出部数 紙資料6部（正本…1部、副本…5部）または
紙資料5部（正本…1部、副本…4部）及び電子（PDF）データ（正本・副本）
※提出できる案は、1案のみとする。また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とする。
※副本には提案事業者名等は記載しないと同時に、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。
- エ 提出場所 城東区役所3階35番窓口市民協働課まで持参すること。
※メール、FAX及び郵送不可。受付後の提出書類の撤回、
取消し、変更、並びに返却はできない。

(4) 企画提案書類の注意事項

- ア 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入すること。なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないと同時に、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。
- イ 期限後の提出・差し替えは認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

ウ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとする。

(5) 参加の無効等

提出書類に虚偽の記載をした者及び参加申請関係書類の提出期限から選定委員会開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(6) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。なお、提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者で無断に使用しない（「大阪市情報公開条例」に基づく公開を除く）。

(7) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならない。

7 選定に関する事項

(1) 提案を求める内容

- ・ 事業趣旨、事業効果や目標について(様式9-2)
- ・ 実施内容及び実施スケジュール、実施体制について(様式9-3)
- ・ 提案のアピールポイント(様式9-4)
- ・ 過去5年間の類似業務受託実績(様式9-5)

(2) 選定基準

選定基準、審査・選定方法は次のとおり。

選定基準	審査内容	配点
① 事業の企画内容	・ 本事業の目的及び業務内容の理解度 (10点) ・ 事業の計画性、実施内容の妥当性、受託者の専門性や経験を活かした提案 (20点) ・ 業務手法の的確性、実現可能性 (20点)	50点
② 業務の実行力	・ 確実に遂行できる組織体制・運営基盤 (20点)	20点
③ 類似業務の実績	・ 類似業務に関する専門性、情報の蓄積	15点
④ 所要経費、積算見積金額	・ 積算の妥当性 ・ 所要経費の合理性かつ効率性	15点

(3) 審査・選定方法

ア 審査にあたっては、「城東まつり企画運営事業業務委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」）において、上記の選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定する。

但し、最高点の者が複数者いる場合は、順に「事業の企画内容」、「所要経費、積算見積金額」、「業務の実行力」、「類似業務の実績」が高い方とする。なお、その評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしない。

イ 審査・選定は、選定会議において書類審査、プレゼンテーション審査の2段階で行う。

【書類審査】

提出された企画提案書により評価を行う。

【プレゼンテーション審査】

日 程：令和8年6月10日（水）

開催場所：城東区役所3階 311 会議室

※詳細な日時や会場等については、参加資格決定通知時に併せて通知する。

※プレゼンテーション当日に新たな資料を使用することはできない。

※審査の結果については、書面で通知する。

ウ 選定後、以下の内容について、大阪市ホームページ（城東区）により公表する。

- (ア) 選定委員の氏名、役職等
- (イ) 選定会議の開催日
- (ウ) 審査の結果（審査項目、配点、評価点等）

（4）失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とする。

ア 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「4 応募資格」の要件に該当しなくなった場合

ウ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

- (ア) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (イ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (ウ) 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (エ) 応募金額が「2 事業内容に関する事項（3）」を上回っている場合
- (オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 その他

(1) 本事業の提案、実施に関わり提出のあった書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

(2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(3) 事業の実施報告

ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告すること。

イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行うこと。

ウ 事業完了後に事業報告書を提出すること。

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表 1

応募期間：公募開始日から令和8年5月20日（水）

午前9時00分から午後5時30分まで ※メール、FAX及び郵送不可

（ただし、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
① 公募型プロポーザル参加申出書	様式2
② 業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由
③ 登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④ 申請内容確認書	様式3
⑤ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥ 印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦ 使用印鑑届	様式4
⑧ 団体目的等についての誓約書	様式5
⑨ 誓約書（暴力団等排除対策）	様式6
⑩ 過去2か年の税務署が発行する消費税及び 地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、またはその3の2様式〔個人〕 非課税の場合はその旨を記載した理由書を提出すること。
⑪ 最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の 納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、 その旨を記載した理由書を提出すること。
⑫ 委任状	共同体での申請の場合のみ・様式7
⑬ 協定書	共同体での申請の場合のみ

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑩・⑪は省略可能。

企画提案書類一覧

別表 2

提出期間：参加資格決定通知日から令和 8 年 5 月 29 日（金）

午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで ※メール、F A X 及び郵送不可

（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までを除く）

提出部数：紙資料 6 部（正本… 1 部、副本… 5 部）または

紙資料 5 部（正本… 1 部、副本… 4 部）及び電子（PDF）データ（正本、副本）

※副本には提案事業者名等は記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書	様式 8 代表者印を捺印のこと。
企画提案書	様式 9 - 1 から様式 9 - 6
役員名簿	様式 10 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	最近 2 事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあつては、これに相当する書類